

○無料低額宿泊所のあり方を検討する上で ～具体的な議論をはじめの前に～

1. 新たな規制をかける上で特に留意すべきこと

このたび、無料低額宿泊所に対し、各種法規制等が強化されようとしています。これは、無料低額宿泊所が、今後も社会のセーフティーネットとして生活困窮者の保護及び自立支援という重要な役割を果たしていく上で必要なことです。

しかしながら、この規制強化が、結果的に無届(未届)施設を増やし、利用者の処遇面の悪化や、事業実態の不可視化に繋がったのでは完全な逆効果となります。

したがって、当法人は、無料低額宿泊所への規制強化をしていく上で、最も重要なことは、無届(未届)状態での施設運営を認めず、無届(未届)施設に不透明な事業を継続させないための法整備及び罰則を設けることだと考えます。

全ての事業者が、定められたルールに則り、行政や社会からの監督のもと事業を行なうことが、生活困窮者、ひいては社会のためになると考えます。

2. 無料低額宿泊所の現状と存在意義、特性の再確認が必要

昨今の一部の事業者による問題行為がマスコミ報道でとりだされた事で、無料低額宿泊所全てに問題があるといった誤認識がされている恐れがあります。しかし、厚生労働省による調査(平成21年7月9日付課長通知社援保発第0709第1号)の結果、多くの無料低額宿泊所事業者が、ガイドライン(平成15年7月31日社援発第0731008)の定めに従い事業を行っており、各調査項目において、問題のある施設は全体の一部である事や、調査日(定点調査)において約1万4千人もの生活困窮者が無料低額宿泊を利用している実態等が明らかになりました。

また、宿泊所の意義を別の視点から考えた場合、例えば、生活困窮者のセーフティーネットとして必要な全ての施設を、民間の無料低額宿泊所事業者に代わって行政が生活保護法上の保護施設やホームレス対策施設にて行なった場合、社会コストは数倍に膨らみます(例:更生施設等の場合、一部屋4名、1名につき3.3㎡の居住空間にもかかわらず、利用者1名あたりの経費単価は30万弱となっている)。しかも、現在想定出来る行政設置型施設は、施設の設置目的が限定的(例:ホームレス対策、障害者対策、就業対策等)で、多種多様な問題を複数抱えた生活困窮者個々のニーズに柔軟に対応することは出来ません。

さらに、施設不要論及び安易な地域移行論に従い、単に不動産業界と連携した場合にも問題があります。一つ問題事例を紹介すると、「生活サポート」と称し、生活困窮者の生活保護申請同行やアパートの紹介を請け負うNPO法人Aが、要保護者に対し、提携先の不動産事業者物件を紹介し、利益を得た不動産業者がNPO法人Aに寄付金という形で利益の一部をキャッシュバックしている実態があります。この場合、不動産業者は住宅扶助範囲内であれば家賃設定は自由となります。しかも、NPO法人Aは自らの事業収入ではなく、寄付金収入となるため、合法的に租税回避をすることが可能となります。この様な、不動産事業者と生活困窮者支援団体による誤解を招く仕組みは、生活困窮者の自立支援のあり方として問題です。

無料低額宿泊所の具体的な成果や抱えている問題等については、この後の章『無料低額宿泊所から見える「生活困窮者問題の現状」と「宿泊所の役割・成果・課題」に関する報告』にて、また、無料低額宿泊所利用者の声については『無料低額宿泊所利用者の声～利用者アンケート調査報告～』にて報告させていただきます。